

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0090	Wi-Fiの借上	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年2月27日（金）（13:45）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、

「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 2月 25日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

仕 様 書		
件 名	W i - F i の借上	作 成 年 月 日
		令和8年1月22日
		防衛政策局国際政策課渉外室

1 総則

本仕様書は、W i - F i の借上について規定する。

2 要領

通信機器の提供者を契約方、被提供者を官側とし、以下に定める要領により実施する。

- (1) 契約相手方は、官側の要求に従い、通信機器を提供する。
- (2) 契約相手方は、通信機器が良好な状態で直ちに使用できるようにつとめなければならない。
- (3) 借上げ機器は、以下の規格を満たすこととする。

規 格：国外適用

通 信 量：(国外) 一日当たり500MBまで

通 信：下り最大75Mbps 上り最大25Mbps 以上

L T E / 4 G 以上

対応OS：W i n d o w s 1 0 6 4 - b i t 及び i O S 1 3 . 6

使用対象地域：北米、ヨーロッパ、アジア、オセアニア、アフリカ

そ の 他：各国と本邦間において、遅漏なく音声通話及びデータ通信が可能なもの。室内でも安定した通信が可能であること。

- (4) 海外通信料については、使用の都度請求するものとする。
- (5) 借上げ機器は、通信機器本体及び付属品一式（バッテリー、充電器等）とする。
- (6) 契約相手方は、盗難補償に加入した通信機器を提供する。
- (7) 納入に係る輸送費用等は、契約相手方の負担とする。
- (8) 借上げ完了は、官側の承認をもって行う。

3 使用期間及び台数

- (1) 使用期間：契約締結日～令和9年3月31日（水）
なお、ひと月の最大使用回数は5回/台とし、一回の使用日数は最大6日とする。
- (2) 借上台数：5台

4 受領及び返納

○受 領

受領先：防衛政策局国際政策課渉外室（東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省A棟1階）

※使用開始日（契約締結日）から使用できる状態にあること（原則郵送）

○返納

返納日：契約終了日を起算日として5営業日以内まで。但し、契約を更新した場合は、引き続き借上げできるものとする。

返納先：官側と調整の上、指定する場所

5 その他

- (1) 検査は、本仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行う。
- (2) 国外の利用分の料金については、後日、契約相手方からの請求により支払うものとする。
- (3) 当該機器の借上げの実施に関し、疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議する。
- (4) 本役務の実施にあたり、契約相手方（下請負者、再委託先を含む。）は、ポケットWi-Fiについて、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。